

10/21(金)の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル



報道発表資料の配付日時 10月21日(金) 14時00分

|                         |  |      |  |  |
|-------------------------|--|------|--|--|
| 発表項目<br>(行事名)           | 北海道子どもの未来づくり審議会「子ども・子育て支援部会」委員の公募について  |      |  |  |
| 記者レクチャー<br>のお知らせ        | (実施日時)   | 発表者  |  |  |
|                         |  | 発表場所 |  |  |
| 概要                      | <p>北海道では、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づき、道の少子化対策に係る重要事項について審議を行う「北海道子どもの未来づくり審議会」を設置し、この審議会の下に、「子ども・子育て支援部会」を置いています。</p> <p>部会は、子ども・子育て支援法に基づく「地方版子ども・子育て会議」の役割を担い、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項について審議しているところです。</p> <p>この度、この部会の委員の一部を道民の方から公募します。</p> <p><b>■応募資格</b><br/>         委員に応募しようとする方は、次の条件を満たすことが必要です。ただし、国又は地方公共団体の議会議員及び職員の方は応募できません。</p> <p>(1) 北海道に居住する方で、応募時において小学生以下の子どもの保護者である方</p> <p>(2) 子ども・子育て支援について幅広い見識や関心を有する方で、年2、3回程度開催する部会に出席できる方（札幌市内で開催を予定）</p> <p><b>■募集人数</b><br/>         2名</p> <p><b>■委員の任期</b><br/>         令和4年(2022年)12月24日から令和6年(2024年)12月23日まで（2年間）</p> <p><b>■応募方法</b></p> <p>(1) 応募用紙及び作文用紙<br/>         ※応募用紙及び作文用紙は、北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課、各総合振興局・振興局の保健環境部社会福祉課及び各市町村の窓口に備えてあるほか、北海道庁のウェブサイトからダウンロードできます。<br/> <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/shingikai/130806.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/shingikai/130806.html</a></p> <p>(2) 作文テーマ<br/>         「これからの地域における子育て支援について」(800字以内)</p> <p>(3) 応募期限<br/>         令和4年(2022年)11月18日(金)【必着】</p> <p>(4) 提出方法<br/>         郵送、持参、電子メール、FAXのいずれかの方法で提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>《応募・お問い合わせ先》</b><br/> <b>北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課</b><br/>         〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目<br/>         電話 011-231-4111(内線25-763) FAX 011-232-4240<br/>         メールアドレス hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp</p> </div> |      |  |  |
| 参考                      |  |      |  |  |
| 報道(取材)<br>に当たって<br>のお願い |  |      |  |  |
| 他のクラブ<br>との関係           | 同時配付<br>同時レク   | (場所) |  |  |
| 担当<br>(連絡先)             | 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課企画調整係<br>課長補佐 中村 浩<br>T E L : 011-231-4111 (内線: 25-753)<br>011-204-5235 (ダイヤルイン)   |      |  |  |